【建築物の解体等工事の調査者】

環境大臣が定める者は、次の①から④のいずれかに該当する者である。

①一般建築物石綿含有建材調査者

②特定建築物石綿含有建材調査者

③一戸建て等石綿含有建材調査者

④令和5年9月30日までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

【工作物の解体等工事の調査者】

環境大臣が定める者は、次の①及び②のいずれかに該当する者である。

①特定工作物（(1)反応槽、(2)加熱炉、(3)ボイラー及び圧力容器、(4)配管設備、(5)焼却設備、(7)貯蔵設備、(8)発電設備、(9)変電設備、(10)配電設備、(11)送電設備）に係る解体等工事

　→工作物石綿事前調査者

②特定工作物（(6)煙突、(12)トンネルの天井板、(13)プラットホームの上家、(14)遮音壁、(15)軽量盛土保護パネル、(16)鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、(17)観光用のエレベーターの昇降路の囲い）に係る解体等工事、及び特定工作物以外の工作物のうち塗料その他の石綿等を含有するおそれのある建築材料の除去等の作業を伴うもの

　→工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、令和5年9月30日までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者